労働総研クォータリーNo.73•74

I 国民生活の崩壊-今なぜ最低生計費が必要か

政府、自民党が推し進めてきた1980年代の臨調 「行革」から95年以降今日の「構造改革」は、雇用の 非正規化をもたらし、その結果として低所得層を 増大させてきた。それは、国民生活の崩壊と言っ てよい状態となっている。今日の「生活崩壊」の特 徴は、ただ単に所得が低いと言うことにとどまら ず、雇用が不安定な臨時雇やパートタイマー、派 遣といった非正規労働者が膨大に存在すること、 そして彼らの多くが未組織で孤立し、さまざまな 社会制度から排除されていく点にある。

低所得・不安定雇用層・ワーキン グプアの増大

(1)低所得世帯の増大

図 I-1は、厚生労働省の「国民生活基礎調 査」を用いて、全国の全世帯の年間収入階級別 に、その分布をみたものである。これをみると、 1995年の「構造改革」の始まった時から2005年 までの10年間で、国民全体が収入階級の低い層 に「落層化」していることが分かる。増加して いる収入階級は、50万円未満から450~500万円 未満層である。逆に減少している層は、500~ 550万円未満層より高い層である。割合が増加し ている450~500万円未満以下の割合を合計して 比較すると、1995年の45.1%から2005年には53.8 %と、8.7ポイント増加している。特に、300万 円未満層でみると、その合計は、1995年の23.7 %から2005年の30.5%と、6.8ポイントもの増加 となっている。

では、雇用労働者の場合にはどうであろうか。 図 1-2をみると、上記の全世帯と同様の傾向を 見て取ることができる。ただし、雇用労働者の 場合には、全世帯のように低所得層への落層化 現象というよりは、「2極化」の傾向をみせてい る。概して言えば、全世帯と同様に、450~500 万円未満層を境に、それ以下は増加している。 しかし、中間層ともいえる500~550万円未満か ら700~750万円未満は減少し、それより高い層 では増加傾向にある。500万円未満層以下を合計 すると、1995年の33.8%から2005年の37.4%へ と、3.6ポイントの増加である。また、300万円 未満層以下を合計すると、1995年の12.6%から 2005年の15.7%へと、3.1ポイントの増加を示し ている。

(2)民間低賃金労働者の増大

民間労働者の年間賃金の状況をみたのが、 図 I-3である。これは、国税庁の「民間給与実 態統計調査」から作成したものである。これに よれば、年間賃金200万円以下の労働者は、2002 年の853万人から2006年には1022.8万人にまで膨 れ上がっている。この4年間に実に169.8万人、 19.9%の増加である。また、民間労働者に占め る200万円以下の労働者の割合をみると、2002年 の17.1%から2006年の22.8%まで、5.7ポイント 増加したことになる。

この年間200万円は、月額約166,667円である。 この賃金水準は、全労連や連合が要求している 最低賃金額、時給1,000円、年額200万円に相当 する。この200万円以下の民間労働者の数が1,000 万人を突破し、その割合が2割を超えているの である。また、後でみる若年単身世帯の「生活 保護基準」月額約17万2千円、年額206万円には とどかない額である。こうしたワーキングプア が1,000万人を突破し、その割合が2割を超えて いることに驚きを感じる。

(3)非正規労働者の増大

現代のワーキングプアは、ただ単に低所得で あるだけでなく、その具体的な姿が問題となる。 それは、その雇用形態にある。次の図 I-4 は、 近年の非正規雇用労働者の数と割合の推移を示 したものである。これをみると、1995年の「構 造改革」以降、急速に非正規化が進んでいるこ とが分かる。非正規労働者の数は、1995年の 1,001 万人から 2007 年には 1,732 万人に膨れ上 がっている。その割合は、1995年の20.9%から 2007年の33.5%まで増加している。この12年間

3

に、数にして731万人(73.0%増)の増加、割合 にして12.6ポイントの増加である。

1995年日経連の「新時代の『日本的経営』」が 発表され、総人件費削減政策の一環として、雇 用の3グループ化(①「長期蓄積能力活用型グ ループ」、②「高度専門能力活用型グループ」、③ 「雇用柔軟型グループ」、①だけが総合職として 正規雇用である。②は有期雇用の専門職、③は 一般職のすべてをパート、臨時といった非正規 でまかなう、必要なとき必要なだけ雇用すると いった企業戦略)が提唱されて以来、一方で中 高年の正規雇用リストラが進み、その置き換え として非正規化が進められたのである。それは、 いわゆる「雇用の流動化政策」の結果というこ とができる。

(4)非正規の「長時間パート」化

一般に、非正規雇用とか臨時雇用とかいった 場合には、イメージとして女性の短時間パート 労働者を思い浮かべる。それは、家事・育児と 仕事を両立させるための雇用の形態として考え られてきた。家庭と労働市場とを行き来する「縁 辺労働力」ともいわれてきた。

しかし、今日の非正規労働者の姿は、それと は異なるものになっている。次の表1は、厚生 労働省による平成15年の「就業形態の多様化に 関する総合実態調査」の結果から作成したもの である。これによれば、正規と非正規の割合は、 正規の65.4%に対し非正規は34.6%という結果 となっている。それぞれの週所定内労働時間別 労働者の割合をみると、正規の場合には、30~ 40時間未満の32.2%、40時間以上の67.8%と、30 時間以上が100%であり、その中でも40時間以上 の割合が7割近くを占めている。それに対し、 非正規の場合には、30~40時間未満が44.5%、 40時間以上が18.6%と、30時間以上の合計が63.1 %を占め、非正規とはいえ正規と同じ労働時間 働いている人の割合が6割を超えていることが 分かる。それに対し、30時間未満の割合は37.0 %にしかならない。

今日の非正規労働者の6割以上が正規と同じ 労働時間働いている「長時間パート(常勤パー ト)」なのである。こうした非正規労働者の長時 間パート化が進んでいることが、今日の非正規 の特徴である。つまり、今日の非正規は、非正 規とはいえほとんど正規と同じ労働時間で働い ている労働者といえる。それはまた、正規を非 正規で置き換える形で非正規化が進んでいるこ とにもなる。リストラや正規の定年退職あるい は中途退職に対して、その補充を、多くの場合 正規ではなく非正規で行っていると考えられる。

それはまた、仕事の内容の変化を伴うことに なる。職場の中で非正規化が進めば、正規と非 正規との仕事の棲み分けができなくなる可能性 が高まるであろう。正規が基幹的仕事を行い、 非正規が一時的・補完的仕事を行うといった仕 事の棲み分けが、できなくなる点まで非正規化 が進めば、非正規の仕事もまた正規の仕事と同 じく恒常的・基幹的内容となる可能性が高まる のである。

表1. 正規と非正規の週所定労働時間別労働者の割合

①正社員(出	比率 65.4%)
30~40時間>	未満 32.2%
40時間以上	67.8%
②非正社員(出	七率 34.6%)
20時間未満	14.3%*1
20~30時間>	未満 22.7% ^{*1}
30~40時間>	
30~40時間> 40時間以上	未満 44.5% ^{*2} 18.6% ²

再揭

- 4 -

35時間以上では 47.0%

資料:厚生労働省『平成15年雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査)』より

*1 短時間パートに相当

*2 常勤パートに相当

(5)全国で広がる非正規労働者のワーキングプア

上記のように、正規と同じ労働時間で同じ仕 事の内容をする非正規が増えているのであるが、 では、その労働報酬としての賃金水準はどの程 度なのであろうか。次の表2は、前表と同じく 厚生労働省の「就業形態の多様化に関する総合 実態調査」に基づくものである。これをみると、 非正規の賃金は、月10万円未満が37.2%である のに対し、10~14万円未満が22.0%、14~20万 円未満が18.9%となっている。10~14万円未満 と14~20万円未満を合計すると40.9%となる。 非正規の賃金分布が、上記の10万円未満層と10 ~20万円未満層に分かれ、前者が短時間パート、 後者が長時間パートに相当すると考えられる。 長時間パートでも、10~14万円未満と14~20万 円未満と2つの層に分かれるが、その主流は10 ~14万円未満層であるといえる。

それに対し、正規労働者の賃金分布は、14~ 20万円未満層に18.3%と24~30万円未満層に 19.6%と、2つの山がみられる。正規でも20万 円に満たない層が存在するのに驚かされる。こ れは、若年正規労働者の賃金水準と考えられる。

正規と非正規の賃金分布を比較すれば、正規 の賃金が明らかに高いことがわかる。14~20万 円層は、正規と非正規で重なっているが、この ところは、若年労働者が多いと推測される。

表2.正規と非正規の平成15年9月の賃金総額階級別労 働者の割合

正社員	非正社員
1.0%	37.2%*1
2.6%	22.0%*2
18.3%	18.9%*2
13.8%	7.7%
19.6%	4.9%
14.1%	2.4%*3
11.1%	1.4%
5.5%	1.1%
4.7%	0.6%
7.2%	1.5%
	1.0% 2.6% 18.3% 13.8% 19.6% 14.1% 11.1% 5.5% 4.7%

- 資料:厚生労働省『平成15年雇用構造調査(就業形態の 多様化に関する総合実態調査)』より
 - *1 短時間パートに相当
 - *2 常勤パートに相当
 - *3 出向社員の場合には正社員並に高い

(6)増加しているがまだ低い非正規の組織率-膨 大な未組織労働者

厚生労働省の「労働組合基礎調査」によれば、

労働総研クォータリーNo.73•74

平成19年でみると労働者総数5,565万人に対し労 働組合員数は1,008万人、推定組織率は18.1%で ある。企業規模別に組織率をみると、1,000人以 上規模で47.5%に対し、100~999人規模では14.3 %、99人以下では1.1%にすぎない。わが国の労 働組合の組織率は大企業中心となっていること が分かる。

また、パートタイム労働者の組織率は、図 I-5 に示したように、この間、労働組合員数及び組 織率は上昇してきているが、平成19年でみても、 組織率は4.8%にとどまっている。

労働組合が広範に形成され、社会運動がさま ざまな形で広い地域で行われている発展した民 主主義社会の中で、非正規労働者の多くは未組 織のままに置かれているのである。それはまた、 日常的継続的に政治に参加し、自らの経済的状 態を改善する手段が奪われていることを意味し ている。それは結局、最低生活が底抜けになり、 下へ下へと押し下げられる可能性が理論的にも 実際的にも十分にありうることを意味している のである。憲法などで生活と労働の最低限を守 るべき法が明文をもって記され、その意味で権 利が与えられていても、それを実行すべき力が 自らにはないのである。この層は、どこへも訴 えるべき相手を持ちえず、いわば「無告の民」 として「無権利」の中に放置されているのである。

そしてまた、非正規労働者は、低賃金で雇用 が不安定でしかも非組織であるだけでなく、社 会的に孤立している可能性も高いのである。大 都会の中で、自分の名前を呼んでくれる人が誰 もいない。自分の話を聞いてくれる人が誰もい ない。自分が歩んできた人生の価値に共感して くれる人が誰もいない。そういった勇気や希望 を持ち得ない状態になりやすいのである。人は それに長く耐えて生きていくことはできない。

(7)家計の硬直化の進展

戦後形成された生活慣習や生活様式、社会活 動を満たし得ない「生活崩壊」が、一般世帯に 広くみられるようになっている。それは、この 間の臨調「行革」から「構造改革」下での「受 益者負担原則」の強化により、一方では、賃金

— 5 —

の伸びの低迷から低下へ、他方では、賃金の伸 びをはるかに超えて住宅、教育などの「生活基 盤」の確保のための負担(住宅ローンや教育ロー ンの返済を含め)や、社会保障・社会福祉諸制 度の確保のための社会保険料や税金の負担が大 きかったことによる。これらは人間の存立に不 可欠なものであり、長期的生活の継続と安定の ために不可欠なものであるがゆえに、その支出 は社会的に"強制力"を持ち、社会的に"固定 的費用"としての特徴を持つ。その点からこの 支出の膨張は、家計の「硬直化」を強めるもの となる。家計支出に占めるこれら固定的負担部 分は、1973年の27.5%から2005年には45.5%ま で大幅化している(図I-6 下の4項目が固定 的負担部分)。

この固定的負担部分の大幅化は、第1に食費 や被服費といった労働力の肉体的再生産に必要 な費目に大きな影響を与え、1990年から2005年 までに1万9千円、21%もの削減となっている。 第2に交際費や教養娯楽費、こづかい、外食、 理美容費などの社会的体裁維持に必要な費目に 影響を与え、95年から2005年まで1万4千円、 10.9%の削減となっている。第3に固定的負担 部分の大幅化への抵抗力ともいえる民間保険や 貯金などの貯蓄の減少である。95年から2005年 までに2万3千円、20.0%もの減少である。日 銀「金融広報中央委員会」での調査でも、「貯蓄 ゼロ」の世帯は、1972年の3.2%から2005年には 実に23.8%と著しい増加を示している。また、 内閣府の国民経済計算では、家計貯蓄率は73年 度の23.1%をピークに低下し2004年度には2.8% まで低下している。生活の継続と安定度からい えばそれだけ弱まっているのである。

こうしてみてくると、政府自民党が推し進め てきた「小さな政府」の政策は、消費の自由な 選択の余地を狭め、反対にそれだけ「硬直化」 が進み、労働力の自由な発達とその自立した生 活とは反対に、息の詰まったゆとりのない支配

- 6 -

と従属の生活の傾向を増しているのである。ま た、"公助"を後退させ"自助"を叫べば叫ぶほ ど"自助"の力が弱まるといった矛盾の構造が つくられている。このようにして、一般世帯の 「生活崩壊」は目に見えない隠蔽された形で潜在 的に広がっているのである。

また、低所得層では、一般世帯にみられるよ うな食費や被服費といった労働力の肉体的再生 産費や教養娯楽や交際費などの社会的体裁維持 費の削減にも限界がみられるようになり、最も 削減しにくい固定的負担部分の支払いが困難と なる可能性を高めている。例えば国民健康保険 や国民年金制度から遠ざけられ排除される人々 の増大、就学援助を受けている比較的若い世帯 の増大、その他にも授業料を払えず退学してい く人々、住宅ローンなど多重債務を抱える人々、 ホームレスの増大などなど、目に見える形で「生 活崩壊」は顕在化することになる。以下そのい くつかをみてみよう。

(8)社会制度から排除されていく低所得層

国民健康保険の滞納世帯(2006年480.6万世 帯、約2割)の増大、その制裁措置としての資 格証明書(同35.1万世帯)や短期保険証(同122.5 万世帯)の発行、国民年金の未納率(4割近い) の膨大な存在、介護保険や障害者自立支援制度 による福祉サービスからの排除、就学援助制度 を受けている児童生徒の膨大な存在(2005年 133.7万人、12.8%)、多重債務者の存在(2005 年5件以上の債務者約230万人、これらの平均借 入額約230万円、自己破産者2005年約18.4万人、 1995年約4.3万人)、更には自殺者(1995年2万 1千人、1998年急上昇約3.2万人、2005年約3.2 万人)の膨大な存在などとして社会問題化した 存在として顕在化しているのである。このよう な社会制度から遠ざけられ排除され「顕在化」 した貧困は、現代の「見える貧困」と呼ぶにふ さわしいものである。

https://rodosoken.com/

労働総研クォータリーNo.73•74

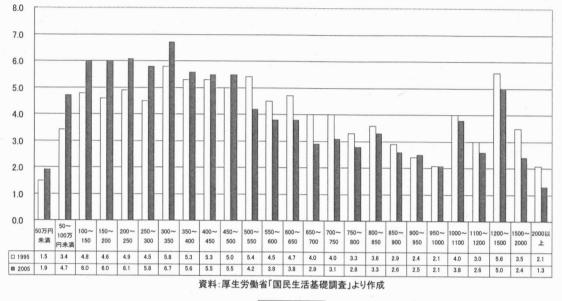


図 | - 1 全国・全世帯、所得金額階級別分布の推移 単位:%

□ 1995 🔳 2005

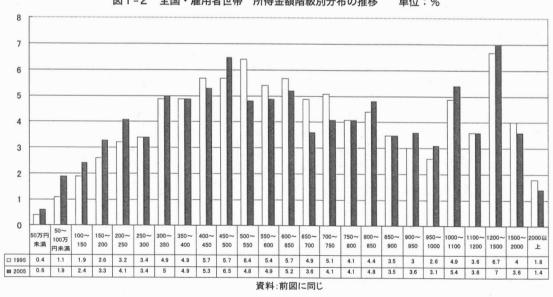


図 | - 2 全国・雇用者世帯 所得金額階級別分布の推移 単位:%

- 7 -

□ 1995 ■ 2005

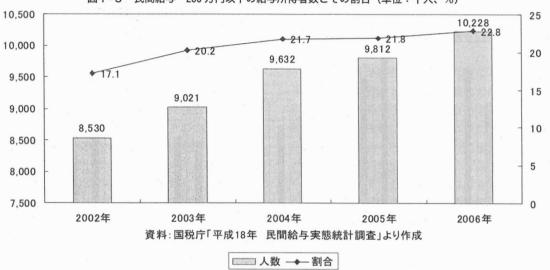


図 1-3 民間給与 200 万円以下の給与所得者数とその割合(単位:千人、%)

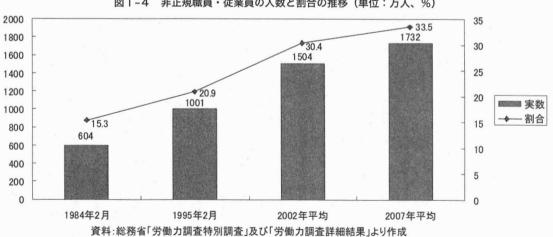


図 | - 4 非正規職員・従業員の人数と割合の推移(単位:万人、%)

— 8 —

労働総研クォータリー№.73•74

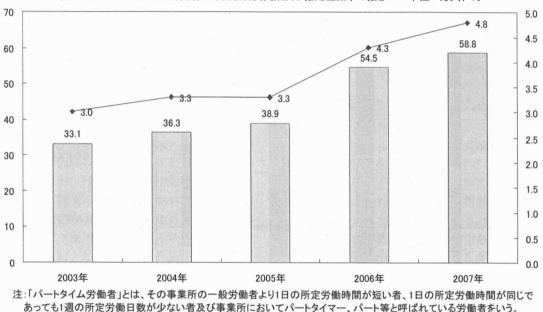


図 |-5 パートタイム労働者の労働組合委員数及び推定組織率の推移 単位:万人、%

あっても1週の所定労働日数が少ない者及び事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。 資料:厚生労働省「平成19年労働組合基礎調査」より作成

□□□□ 労働組合員数 → 推定組織率

- 9 ---

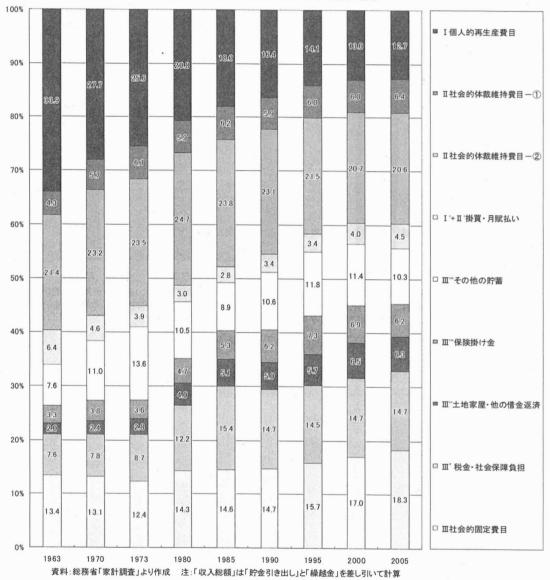


図 1-6 範疇分類別、家計支出の割合の推移

— 10 —